

環水大大発第 120419002 号  
環水大自発第 120419001 号  
平成 24 年 4 月 19 日

各 都道府県 }  
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

自動車環境対策課長

大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルの策定について（通知）

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分分析の実施については、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン（平成 23 年 7 月 29 日環水大大発 110729001 号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その実施体制について示したところである。

今般、環境省では、PM2.5 成分分析に係る測定方法及び分析方法について、平成 19 年 7 月に定めた「大気中微小粒子状物質（PM2.5）測定法暫定マニュアル（改訂版）」（以下「暫定マニュアル」）を一部見直しし、成分測定用微小粒子状物質捕集法他 3 つの測定及び分析手法についてマニュアルを策定すると共に、暫定マニュアルのうち、これらの測定及び分析手法に係る部分を廃止したので通知する。

都道府県及び政令市においては、ガイドラインに基づき、PM2.5 の成分分析の実施に万全を期されたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。